

令和 2 年度第 1 2 回

南国市農業委員会議事録

令和 3 年 3 月 8 日（月）

令和2年度第12回農業委員会議事録

日 時 令和3年3月8日（月） 午後1時30分～午後2時40分

場 所 JA 高知県南国営農経済センター 2階 会議室

議 題 （1）農地法第3条の規定による許可申請の件

（2）農地法第5条の規定による許可申請の件

（3）南国市農用地利用集積計画の件

議題外 （1）農地法第3条の3の規定による届出の件

（2）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

（3）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

（4）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（5）使用貸借の合意解約通知の件

（6）非農地証明願いの件

（7）南国市農用地利用集積計画の内容変更の件

（8）土地改良法第3条第2項の規定による申し出の件

出席者（農業委員 16名）

会長 武市 憲雄	第一副会長 高芝 澄生	第二副会長 中村 和雅	
3番 田岡 崇	4番 山本 桂	5番 今井 まち	6番 北村 一弘
10番 武市 忠雄	11番 末政 隆一	12番 平田 修三	13番 濱田 好典
15番 濱田 章孝	16番 垣内 育男	17番 松岡 清	18番 森尾 晴代
19番 植野 永子			

欠席者（農業委員 3名）

2番 池 正人	7番 西井 一成	14番 鈴木 郁馬
---------	----------	-----------

出席者（農地利用最適化推進委員 12名）

2番 岩原 英幸	5番 金田 善充	6番 門田 理博	7番 利岡 邦彦
8番 西岡 祐三	9番 山本 修平	10番 北原 章吾	11番 山北 泰司
13番 武内 俊暁	14番 浜田 勉	16番 橋詰 昌明	17番 井上 丈夫

欠席者（農地利用最適化推進委員 5名）

1番 西本 良平	3番 門田 俊一	4番 笥 和幸	12番 杉本 和繁
15番 岡田 廣志			

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 藤田 佳子
主 査 五十嵐 裕一	

議事録署名委員

3番 田岡 崇	4番 山本 桂
---------	---------

会長	ただいまから第12回の定例総会を始めます。本日の欠席届けが出ております。農業委員は2番の池委員、7番の面井委員、14番の鈴木委員。推進委員では1番の西本委員、3番の門田俊一委員、4番の寛委員、12番の杉本委員、15番の岡田委員から出ております。本日の議事録署名人ですが、3番の田岡委員と4番の山本委員、よろしくお願いします。それと今月の現地確認ですが、3月22日の月曜日、13時に事務局集合です。農業委員は16番の垣内委員と18番の森尾委員、推進委員は16番の橋詰委員にお願いします。それでは議案に入ります。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議をお願いします。令和3年3月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数8件、申請受理面積、田22,496㎡、畑1,029㎡、計23,525㎡。事務局説明をお願いいたします。
藤田次長	議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。受付番号72号です。譲受人は69歳。申請地は里改田の田、2筆で計723㎡。贈与による所有権移転で、自宅に近く耕作に便利のため取得するものです。譲受人の経営農地は全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は10年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は野菜を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。72号については以上です。 73号です。譲受人は71歳。申請地は田村と物部の田、11筆で計7,616㎡。売買による所有権移転で、自宅から近く耕作に便利のため取得するものです。譲受人の経営農地はすべて耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は15年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。譲受人の経営面積と申請地を足すと5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は水稻を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。73号については以上です。 受付番号74号です。譲受人は71歳。申請地は田村と物部の田畑、14筆で計5,348㎡。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。申請地は全部で14筆ありますが、そのうち2筆が同じ地番になっていますので、そのことについて説明します。議案書3ページの備考欄をご覧ください。この地番については、登記簿では地目が二つになっています。一つは畑で13㎡とあり、もう一つは墓地で16㎡となっています。現地を確認したところ、墓地はなく、いずれも田の一部になっていましたので、墓地の16㎡についても3条の申請地となっています。このように登記地目の違いにより、議案書では同じ地番が二つになっています。つぎに、譲受人の経営農地は条件不利地を除き全て耕作されて

います。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は54年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後も同様に水稻を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。74号については以上です。

受付番号75号です。譲受人は55歳。申請地は久礼田の田、2筆で計5,524㎡。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は全て土佐町にあり、山林化した土地を除きすべて耕作されています。譲受人はトラクターなどの機械は保有していないため、機械作業は委託するとのこと。農作業歴は10年で、農作業には本人と夫が従事しています。譲受人の経営面積と申請地を足すと5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、今までと同様に水稻とブドウを作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。75号については以上です。

受付番号76号です。譲受人は57歳。申請地は国分の田、15㎡。売買による所有権移転で、自作地の隣を取得するというものです。譲受人の経営農地はすべて耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は40年です。農作業には本人と子が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、これまで同様に水稻を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。76号については以上です。

受付番号77号です。譲受人は69歳。申請地は立田の田、188㎡。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は山林化した土地を除き全て耕作されています。譲受人はトラクターを所有していますが、その他は知人から借りているとのこと。農作業歴は40年で、農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。申請地は以前から水稻が作られており、取得後も同様に水稻を作るとのことなので周辺の農地に影響を与えることはないということです。77号については以上です。

受付番号78号です。譲受人は83歳。申請地は亀岩の田、6筆で計3,305㎡。売買による所有権移転で、自作地の隣を取得するものです。譲受人の経営農地は、農業用施設用地を除き全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は23年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後も同様に水稻を作るとのことなので周辺の農地に影響を与えることはないということです。78号については以上です。

受付番号79号です。譲受人は49歳。申請地は浜改田の畑、806㎡。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、農業用施設用地と山林化

	した土地を除き全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は23年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。申請地にはビワが植えられており、取得後もビワを栽培するとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上72号から79号まで、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われます。審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第2号、農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和3年3月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数4件。申請受理面積、田716.44㎡、畑11.36㎡、計727.80㎡。事務局が説明する前に、受付番号57号について、議事参与の制限により田岡委員の退室をお願いします。 (3番 田岡委員 退室)
会長 五十嵐主査	はい、事務局 それでは議案第2号を説明します。まず受付番号57号をお願いします。別紙は7ページです。申請地は里改田の田2筆、合計257.44㎡。住宅への転用で、使用貸借権を設定するものです。申請者夫婦は、現在南国市内の賃貸住宅で生活していますが、手狭であるため建築するもので、実家の隣接地を選定されています。申請地の農地区分は、いずれの要件にも該当しないその他農地で、第2種農地に区分され立地基準を満たします。つぎに別紙位置図の8ページ、土地利用計画図をお願いします。敷地内は現況高で整地するのみで、配置は図のとおりです。進入は北側の県道からです。つづいて排水計画は別紙の9ページです。少し見づらいですが、住宅から出た汚水は、住宅の東側に設置します合併浄化槽を経由させ、雨水は住宅周りの集水桝で集め、それらを敷地東側の県道側溝に放流する計画で、道路管理者の排水同意そして排水管設置に係る占用許可を取得済みです。周辺農地への影響については、隣接する農地は北側にあります貸人所有のビニールハウスのみで、その他周囲に農地はないため悪影響等の問題なしと現地確認で判断しています。他法令につきましては開発許可申請中です。本件は以上です。ご審議宜しく願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。

	(質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。
	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい、そのように取り扱いをいたします。
	(3番 田岡委員 入室)
会長	それでは54号から残りを説明をお願いします。
五十嵐主査	それでは受付番号54号です。別紙位置図は1ページにお戻りください。申請地は比江の畑、75㎡の内11.36㎡。墓地への転用で、売買による所有権移転をおこなうものです。譲受人が所有する墓地が穴崎にあります。急傾斜地で整備された進入道がなく、周囲の山林から雑木が生えこみ、今後の管理が困難であることから、比較的自宅から近く、墓参が容易な申請地を選定されています。申請地の農地区分は、いずれの要件にも該当しないその他農地で、第2種農地に区分されることから立地基準を満たすものと判断します。つぎに別紙2ページの利用計画図です。設置する墓地は図のとおりです。利用計画と言いましても申請地に設置する墓地の図面になります。そして排水につきましては申請地内に自然浸透させます。周辺農地への影響につきましては、隣接する農地所有者の同意を取得、その他周辺農地への悪影響なしと現地確認で判断しています。他法令については、墓地経営許可申請が当市の環境課に提出され、現在は転用許可待ちの状態です。本件は以上です。 つづきまして受付番号55号。別紙は3ページです。申請地は立田の田、224㎡。住宅への転用で、贈与による所有権移転をおこなうものです。申請者夫婦は現在親族が所有する平屋で生活しており、子供が生まれ手狭となったため建築するもので、実家に近い申請地を選定されています。申請地の農地区分は、土佐くろしお鉄道立田駅から300m以内にある第3種農地のため立地基準を満たします。それでは別紙4ページの土地利用計画になります。敷地は現況から65cm嵩上げし、北側の市道と同等の高さまで造成を行います。表層は碎石仕上げとします。住宅等の配置は図のとおりで、進入は北側市道から1か所です。排水については、浄化槽を経由させた汚水と雨水を敷地西側の水路に放流する計画で、現在当市の都市整備課で排水同意の手続き中です。周辺農地への影響については、隣接する農地所有者の同意を取得、その他周辺農地へ悪影響なしと現地確認で判断しています。また、土地改良区からは転用しても問題ない旨の意見が出されています。他法令については開発許可見込みを確認済みです。本件は以上です。 最後に受付番号56号、別紙5ページです。申請地は上野田の田、235㎡。住宅への転用で、使用貸借権を設定するものです。申請者夫婦は親族の所有する家で暮らしています。

	が、手狭になったことで建築するもので、家族間の相互扶助を考慮し、実家近傍の申請地を選定されています。農地区分は 10ha 超の集団農地内にある第 1 種農地ですが、周囲の集落と接続する場所のため、例外的に立地基準を満たします。つぎに 6 ページの土地利用計画をお願いします。敷地は現況から約 30cm 嵩上げし、表層は碎石敷きとして、住宅等の配置は図のとおりとなります。進入は北側市道から、進入路設置に関しましては、水路に橋掛けを行います。このため道路占用の許可を取得済みです。排水については、浄化槽を経由させた汚水と集水樹で集めた雨水を敷地東側の水路に放流する計画で排水同意を取得しています。なお、敷地と水路の間には農道がありますので、排水管を通すための占用許可を取得済みです。周辺農地への影響については、隣接する農地所有者の同意を取得、その他周辺農地へ悪影響なしと現地確認で判断しています。また、土地改良区からは転用しても問題ない旨の意見が出されています。他法令については、開発許可申請中を確認しています。本件は以上です。ご審議よろしくをお願いします。
会長	事務局より説明がございました。これについてご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、農地法第 5 条第 3 項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい、そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第 3 号、南国市農用地利用集積計画について、下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、この計画で差し支えないか審議を願います。令和 3 年 3 月 8 日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。事務局の説明の前に 302 号、303 号、316 号について、議事参与の制限により濱田委員の退室をお願いします。 (13 番 濱田委員 退室)
会長 藤田次長	これを先に審議しますので、事務局よろしく。 議案第 3 号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてご説明いたします。10 ページの 302 号と 303 号を説明します。借人は 61 歳。申請地は岡豊町中島の田で、それぞれ 3 年と 5 年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は 10a あたり米 60kg 相当の金額を口座振込するというものです。次に 12 ページの 316 号です。申請地は岡豊町中島の田で、10 年の使用賃借権を設定して水稻を作るというものです。以上、従事日数など、基盤法第 18 条 3 項の各要件を満たしております。審議よろしくお願いたします。
会長	事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし)

会長	ないようでございますので、３０２、３０３、３１６号を承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）
会長	はい。そのように取扱いをいたします。 （１３番 濱田委員 入室）
会長	もう１件、３０９号。高芝副会長退室をお願いします。 （高芝副会長 退室）
会長	はい。
藤田次長	１１ページの３０９号です。借人は７０歳。申請地は久礼田の田で、５年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は１０ａあたり米６０kgを物納するというものです。従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条３項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。 （質問・意見なし）
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）
会長	はい。そのように取扱いをいたします。
浜田推進委員	この資料でよ、賃料１０ａあたりの所。空欄はロハですか。
会長	空欄？
藤田次長	はい、空欄は無償ということです。
浜田推進委員	ロハよね。はい、オケー。 （高芝副会長 入室）
会長	それでは、残りの議案、事務局お願いします。
藤田次長	８ページの２９６号です。借人は農地所有適格法人の要件を満たす法人です。法人には現在経営面積がありませんが、耕作計画書によると２年前に法人を設立し、これから経営を個人から法人へ順次移していくということです。申請地は伊達野の田で、１０年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は１０ａあたり米４０kgを物納するというものです。 ２９７号です。借人は７４歳。申請地は前浜の田で、２年の賃借権を設定して花を作るというものです。賃料は、５筆で６,０００円を現金で支払うというものです。 ２９８号です。借人は７１歳。申請地は下野田と上野田の田で、５年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、４筆で４０,０００円を口座振込するというものです。

299号と300号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は48歳。申請地は田村と陣山の田で、3年の賃借権を設定または更新して青ネギを作るというものです。賃料は、299号は10aあたり30,000円を、300号は10aあたり20,000円を現金で支払うというものです。

301号です。借人は63歳。申請地は岡豊町常通寺島の田で、3年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、3筆で10,000円を口座振込するというものです。

304号です。借人は61歳。申請地は上末松の田で、5年の賃借権を更新して野菜を作るというものです。賃料は10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。

305号から307号まで借人が同じため、まとめて説明します。借人は56歳。申請地は下野田と金地の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は10aあたり米60kgを物納するというものです。

308号です。借人は79歳。申請地は上末松の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。

310号です。借人は46歳。申請地は十市の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は10aあたり米60kgを物納するというものです。

311号です。借人は72歳。申請地は前浜の田で、3年の使用賃借権を設定して水稻を作るというものです。

312号です。借人は78歳。申請地は比江の畑で、3年の使用賃借権を設定してミカンを作るというものです。

313号から315号については借人が同じため、まとめて説明します。借人は61歳。申請地は岡豊町中島の田で、5年の賃借権を設定して野菜を作るというものです。すみません、5年の使用賃借権を設定して野菜を作るというものです。失礼しました。

つぎに317号です。借人は39歳。申請地は堀ノ内の田で、20年の使用賃借権を設定してネギとオクラを作るというものです。

318号です。借人は44歳。申請地は十市の畑で、30年の使用賃借権を設定して土佐甘とうを作るというものです。

319号です。借人は59歳。申請地は岡豊町中島の田で、5年の使用賃借権を更新して水稻を作るというものです。

320号です。借人は37歳。申請地は稲生の田で、5年の使用賃借権を更新して水稻を作るというものです。

321号です。借人は36歳。申請地は大埴の田畑で、5年の使用賃借権を更新して水稻、ししとう等を作るというものです。以上、296号から321号まで従事日数など、

	農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしております。審議よろしくお願いたします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。以上で議案が終了いたしました。資料その他へ議案外を載せてありますので、お目通しを願いたいと思います。
浜田推進委員	ちょっと待って。
会長	はい。
浜田推進委員	事務局へお願いですがね。今説明がありましたが、何歳というところ。何歳と、そういうね、年齢層を整理して、まとめて。いうたら、これくらいの年齢層が農業者として増えてきゆうというふうなが、ぱっと分かるような資料を作っちゃいたら、後々説明も楽なき。
会長	ああ、言うようばんか。
浜田推進委員	こっちも聞いてもよね、ああそうかとリズムが分かるやいか。年齢層の農業に対する考え方が。だから、そればあのもん作ったらどう？しよい事よ。
高芝副会長	けど、これに記載せられんろ。
会長	記載はせられん。
弘田事務局長	別表でということでしょ。
会長	別表よ。
高芝副会長	これには載せられんき。そこらへんが。
会長	できる？
浜田推進委員	名前は出すによばんき、年齢層やってみたら。後々資料として。
会長	事務局のほうで分かればいいでしょ？
浜田推進委員	そうそう。ぱっと分かるように。
弘田事務局長	考えさせていただきます。
会長	はい。
浜田推進委員	それは当然やらないかんことぞ。当たり前のこと。
弘田事務局長	はい。
会長	はいはい。ほかに。
五十嵐主査	すみません。私のほうから。さきほど議案第 2 号で誤りをお伝えしておりましたので、議事の中で訂正させてください。別紙位置図の 6 ページを再度お願いします。6 ページの

会長	住宅の排水計画。説明の中で誤りを伝えておりました。さきほど住宅からの汚水処理経路を東側の水路にということで誤ってお伝えしておりました。正しくは、浄化槽を経由させて北側の水路になります。雨水に関しては東側水路で間違いなしです。なお、北側の水路に関しての排水についても同意を確認しておりますので、問題はないと思います。以上です。 はい。それでは閉会します。
	協議事項 (1) 南国市農業振興地域整備計画変更案について <u>3番 田岡委員は議事参与の制限により退室</u> (午後2時40分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和3年4月8日

会 長

武市 義雄

議事録署名委員

田岡 崇

議事録署名委員

山本 桂

